

柴田町指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

柴田町長

柴田町規則第8号

柴田町指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

柴田町指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年柴田町規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>柴田町指定地域密着型サービス<u>事業所</u>、指定居宅介護支援<u>事業所</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所</u>の指定等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、指定地域密着型サービス<u>事業所</u>、指定居宅介護支援<u>事業所</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所</u>（以下「<u>事業所</u>」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</u>第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請</p>	<p>柴田町指定地域密着型サービス<u>事業者等</u>、指定居宅介護支援<u>事業者及び指定介護予防支援事業者</u>の指定等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）</u>に定めるもののほか、指定地域密着型サービス<u>事業者</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>、指定居宅介護支援<u>事業者及び指定介護予防支援事業者</u>（以下「<u>事業者</u>」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 <u>法</u>第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、<u>指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護</u></p>

は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第132条第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項、第140条の26第5項及び第140条の32第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 （略）

（変更の届出等）

第3条 法第78条の5各項、第82条各項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出は、施行規則第131条の13第5項、第133条第4項、第140条の30第5項及び第140条の37第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 法第78条の2の2第5項及び第115条の12の2第5項の規定による届出は、施行規則第131条の11の10第2項及び第140条の28の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項ただし書及び第140条の28の3第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、施行規則第131条の13の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 （略）

（変更の届出等）

第3条 法第78条の5、第82条、第115条の15及び第115条の25の規定による届出は、施行規則第131条の13、第133条、第140条の30及び第140条の37に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、それぞれ行うものとする。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第4号）により行うものとする。

(指定の更新)

第5条 第2条の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定による指定の更新について準用する。

(事業所情報の提供)

第6条 町長は、第2条に規定する指定、第3条若しくは第4条に規定する届出の受理又は第5条に規定する指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日、指定更新年月日又は指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) (略)
- (7) その他町長が必要と認める事項

(事業者情報の提供)

第5条 町長は、前3条の規定による指定の申請、変更の届出等又は指定の辞退についての受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定、指定の辞退又は指定の取消し年月日
- (4) 事業開始、再開、廃止又は休止の年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力の停止の内容及び期間
- (6) 運営規程字句改正
- (7) (略)
- (8) サービスの種類
- (9) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (10) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (11) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (12) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (13) その他町長が必要と認める事項

(公示)

**第7条** 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2、第140条の31及び第140条の38に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(その他)

**第8条** この規則に規定するもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(公示)

**第6条** 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 事業者の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(5) サービスの種類

(その他)

**第7条** この規則に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号 (様式略)

様式第2号 (様式略)

様式第3号 (様式略)

様式第4号 (様式略)

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以前にこの規則による改正前の柴田町指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に町長に受理された申請、申出又は届出については、この規則による改正後の柴田町指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請、申出又は届出とみなす。